

## 25 - 24 その他事務事業

### 『合併協定項目(案)』

#### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 庁舎営繕
- (2) 宿日直勤務

#### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

##### (1) 会計の設置(普通、特別、公営事業会計)

4市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施。

また、簡易水道会計は単独設置もしくは水道事業への統合を調整するが、水道事業・下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ。

なお、1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ。

##### (2) 指定金融機関等の取扱い

新市においても指定金融機関を指定する。

また、新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮。

なお、収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅し、収納代理郵便署は現行を引き継ぐ。

##### (3) 確定申告の方法、公示送達

会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議。

##### (4) 住民基本台帳ネットワーク

住民基本台帳ICカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置。

##### (5) 住民票の写し等の夜間等交付事務

土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする。

ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う。

イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受付・交付する。

##### (6) 議会の開催及び議会報

合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合。

また、議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整。

#### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

##### (1) 印鑑登録事務

釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編。

##### (2) 工事等の入札

登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討。

##### (3) 工事等の指名審査

小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討。

### 『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 行政区域面積と宅地面積	01 - 01 - 02 - 01	行政区域面積は、合併後「2,135.61平方キロメートル」、宅地面積は「55平方キロメートル」
	(2) 庁内印刷事務	03 - 04 - 08 - 08	
	(3) 庁舎営繕	03 - 04 - 09 - 01	(仮称)総合行政センターはそれぞれで管理
	(4) 庁内の催物案内表示板	03 - 04 - 09 - 02	
	(5) 告示(「庁内掲示物」)	03 - 04 - 09 - 03	現行の告示箇所を引き継ぐ
	(6) 宿日直勤務	03 - 04 - 09 - 04	
	(7) 庁舎のボイラー等運転管理	03 - 04 - 09 - 05	
	(8) 庁舎の防火管理	03 - 04 - 09 - 06	
	(9) 庁舎の清掃	03 - 04 - 09 - 07	
	(10) 庁舎の守衛業務	03 - 04 - 09 - 08	
	(11) 電話交換、庁内電話管理業務	03 - 04 - 09 - 09	
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 出勤カード(簿)整理	03 - 04 - 03 - 10	書式の統一を調整
	(2) 公印管理	03 - 04 - 08 - 03	(仮称)総合行政センター、支所、出張所及び各種管理施設の取扱いを含め新市における公印管理を定める
	(3) 顧問弁護士(「その他主要な総務事務事業」)	03 - 04 - 08 - 09	新市においても顧問弁護士を選任
	(4) 統計調査員	03 - 05 - 01 - 04	調査を円滑に実施するため調査員の加入を促進 白糖町の年額報酬は支給しない
	(5) その他主要な企画事務事業	03 - 05 - 03 - 01	阿寒町の「水力発電施設周辺地域交付金事業」及び「吉田人材育成基金事業」、釧路市の「重要懸案要望」は現行を引き継ぐ 阿寒町の「ふるさと創生基金事業」、音別町の「ふるさと創生推進事業」など、その他の地域振興事業は趣旨を生かして新市で再編
	(6) 議会運営委員会・特別委員会	04 - 01 - 01 - 02	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合
	(7) 議会の開催及び議会報	04 - 01 - 02 - 01	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合 議会報は原則年4回、配布先は全世帯を対象とするが、内容は広報委員会の設置のあり方とともに調整
	(8) 議会の地方公共団体の組合・附属機関・審議会等への就任	04 - 01 - 02 - 02	法律に定めのあるもの等への就任を調整
	(9) 議会の委員長報告・委員会記録の作成	04 - 01 - 02 - 03	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合
	(10) 議会の会議傍聴	04 - 01 - 02 - 04	公開を原則とするが、傍聴スペースを考慮し調整
	(11) 議会の質問	04 - 01 - 02 - 05	合併議決の後、議員による調整機関を設置し取扱いを統合

(12) 議員視察	04 - 01 - 02 - 09	(同上)
(13) 議会の日程	04 - 01 - 02 - 10	(同上)
(14) 議会の請願・陳情の受理及び審議	04 - 01 - 02 - 12	(同上)
(15) 議会事務局	04 - 02 - 01 - 01	議会運営方法、議場などの方向性が確認された後、必要な職員配置を調整
(16) 特別会計の設置及び収支	05 - 01 - 02 - 01 05 - 01 - 02 - 03	4市町に共通する国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施  簡易水道会計は単独設置もしくは水道事業への統合を調整するが、水道事業・下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ  1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ
(17) 一時借入金	05 - 01 - 03 - 01	新市の財政規模に応じて限度額を定める
(18) 縁故債の借入方法と借入先	05 - 01 - 03 - 03	原則、入札とし、新市に所在する金融機関を対象とする
(19) 起債管理システム	05 - 01 - 03 - 04	合併後1年程度で新システムを導入
(20) 予算の編成及び配当	05 - 01 - 03 - 07	地方自治法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間に市長職務執行者が調整する暫定予算として、以下、ア～ウの費用を計上する ア 長及び議員の選挙費 イ 長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの ウ 最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等
(21) 会計の設置(普通、特別、公営事業会計)	05 - 01 - 05 - 01 【先行調整項目】	4市町に共通する一般会計、国民健康保険・老人保健・介護保険に関する会計は、現行制度を残して統合し、介護サービス部門は合併時に特別会計で実施  簡易水道会計は単独設置もしくは水道事業への統合を調整するが、水道事業・下水道事業・国民健康保険診療所・育英基金及び奨学金に関する会計は現行を引き継ぐ  1つの市町に設置されている他の特別会計は現行を引き継ぐ
(22) 指定金融機関等の取扱い	05 - 06 - 02 - 01 【先行調整項目】	新市においても指定金融機関を指定する  新市の指定から外れた旧自治体の指定金融機関に対しては、指定代理金融機関の指定を考慮  収納代理金融機関は指定している金融機関を全て網羅し、収納代理郵便置は現行を引き継ぐ
(23) 現金の出納と保管	05 - 06 - 02 - 03	新市の指定金融機関と調整
(24) 確定申告の方法、公示送達	06 - 01 - 02 - 03 【先行調整項目】	会場・期間・受付対象範囲は税務署と協議

(25) 土地鑑定評価事務	06 - 01 - 04 - 04	次期評価実施は平成19年度
(26) 土地鑑定評価事務の時点修正	06 - 01 - 04 - 06	北海道地価調査や不動産鑑定士の意見聴取などから下落状況を把握し、統一した時点修正を行う
(27) 地籍図、公図及び地番図の作成	06 - 01 - 04 - 09 06 - 01 - 04 - 10	
(28) 公図の修正	06 - 01 - 04 - 11	
(29) 国有資産等所在地市町村交付金	06 - 01 - 04 - 13	
(30) 税収納事務事業	06 - 01 - 09 - 02	口座振替の取扱い金融機関、口座の引き落とし日は新市で調整
(31) 市町税の口座振替	06 - 01 - 09 - 07	口座振替科目・対象者・手数料は新市で調整
(32) 市町税の督促状の発送	06 - 01 - 09 - 11	
(33) 税条例の改正(「その他主要な収納事務事業」)	06 - 01 - 09 - 12	
(34) 住民基本台帳ネットワーク	21 - 03 - 01 - 05	住民基本台帳ICカードのメモリ空き領域を利用した独自サービス検討のため、釧路市に準じた検討委員会を設置
(35) 戸籍保管事務	21 - 03 - 02 - 02	現行を引き継ぎ、戸籍電算化計画の策定を推進
(36) 住民票の写し等の夜間等交付事務	21 - 03 - 03 - 04	土曜、夜間などの住民票等交付事務は以下、ア～イのとおりとする ア 本庁のみ土曜日開庁し、戸籍謄抄本・住民票・印鑑登録証明書等の交付、戸籍事務の受け付けを行う イ 勤務時間終了後及び土日・祝祭日の住民票交付事務は、白糠町同様に電話あるいはファクシミリでの予約により受付・交付する
(37) 道路運送車両臨時運行許可	21 - 03 - 03 - 05	
(38) 住民基本台帳に係る実態調査(「住民実態調査」)	21 - 03 - 03 - 06	定期検査及び随時調査の実施方法を調整
(39) 外国人登録受付事務	21 - 03 - 05 - 02	
(40) 犯歴事務、身分証明(「その他主要な住民窓口に係る事務事業」)	21 - 03 - 06 - 01	
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの		
(1) 後援名義の使用許可	03 - 04 - 02 - 01	
(2) 職員研修	03 - 04 - 03 - 09	
(3) 人事給与電算システム	03 - 04 - 04 - 10	
(4) 自衛官募集事務	03 - 04 - 08 - 02	
(5) 文書管理	03 - 04 - 08 - 04	3町の合併前の文書は(仮称)総合行政センターで管理
(6) 物品の調達及び検収	03 - 04 - 08 - 05	

(7) 宗教法人証明関係事務	03 - 04 - 08 - 07	
(8) 市町史の資料収集及び発行業務	03 - 07 - 01 - 01 03 - 07 - 01 - 02	
(9) 議会の会議録	04 - 01 - 02 - 06	
(10) 議員の公務災害	04 - 01 - 02 - 07	
(11) 議会公印の管守	04 - 01 - 02 - 11	
(12) 議決書	04 - 01 - 02 - 13	
(13) 議長交際	04 - 01 - 03 - 02	
(14) 一定額以上の収入調定及び支出負担行為、支出命令の審査	05 - 01 - 03 - 02	
(15) 決算調製	05 - 01 - 03 - 05	
(16) 財政事情の公表	05 - 01 - 03 - 06	
(17) 出納に係る組織及び職員数	05 - 06 - 01 - 01	本庁は釧路市の体制をベースに調整し、(仮称)総合行政センターにも出納部門を設置する  支所、出張所は釧路市の支所の例により公金の管理を行う
(18) 監査事務	05 - 06 - 02 - 02	
(19) 現金及び物品出納員制度	05 - 06 - 02 - 04	(仮称)総合行政センターにおいても従事職員を指定
(20) 個人市町民税の収納管理	06 - 01 - 02 - 02	合併後1年程度で入力事務、納付書印刷・発送時期などを統合
(21) 法人市町民税の収納管理	06 - 01 - 03 - 04	合併後1年程度で統合
(22) 法人市町民税の申告書の発送	06 - 01 - 03 - 05	
(23) 法人市町民税の法人設立届、申告書保管	06 - 01 - 03 - 06	
(24) 固定資産税帳票管理	06 - 01 - 04 - 02	合併後1年程度で電磁化保管に統合
(25) 固定資産税入力事務	06 - 01 - 04 - 03	合併後2年程度でシステムを統合
(26) 固定資産に係る縦覧事務	06 - 01 - 04 - 12	縦覧場所は現行を引き継ぐ
(27) 工事等の入札	11 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	登録格付け基準の影響が大と認められる場合は制度の一部見直しを検討
(28) 工事等の指名業者の登録	11 - 01 - 02 - 01	
(29) 工事等の指名審査	11 - 01 - 03 - 01	小修繕・修理を対象とし、釧路市の現行制度には登録できない業者の登録を検討
(30) 工事等の契約及び公表	11 - 01 - 04 - 01	
(31) 工事等の検査	11 - 01 - 05 - 01	

(32) 国民年金に係る啓発及び相談	18 - 03 - 04 - 01	
(33) 無料法律相談(「行政相談、民事相談、無料法律相談」)	21 - 02 - 01 - 01	
(34) 住民相談	21 - 02 - 02 - 01	市民相談員制度を引き継ぐが、新市としての対応を総合的に検討
(35) 印鑑登録事務	21 - 03 - 04 - 02	釧路市の条例、規則を引き継ぎ統合し、印鑑登録証はカード方式に再編

先行調整項目の残り[21 - 03 - 01 - 03]「住民窓口手数料の状況」は協定項目[19]「使用料、手数料の取扱い」に分類されているもの。